

## 告示

— 三 次 —

四

六

福  
井  
県  
報

号	26	第	26
外			
平成	22	年	
4月	1日	(木)	

火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

## 福井県告示第248号

○パーキング・メーターの作動および  
手数料の徴収事務委託（一一四八・警  
察本部交通規制課）……………1

地方自治法施行令（昭和22年政令第16  
号）第158条第1項の規定に基づき、福井  
県公安委員会等手数料徴収条例（平成12年  
福井県条例第30号）別表第2号1の表1の  
項および2の項に規定する手数料の徴収の事  
務を委託したので、同令第158条第2項の  
規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月1日

福井県知事 西川 一誠

- 1 受託者の名称および住所  
社団法人福井県交通安全協会  
福井市大手3丁目7番1号
- 2 委託事務の内容  
パーキング・メーターの作動およびパーキ  
ング・チケットの発給に係る手数料（福  
井県公安委員会が、その管理および運用に  
ついて委託した設備に係るものに限る。）  
の徴収の事務
- 3 委託期間  
平成22年4月1日から平成23年3月  
31日まで
- 4 徴収の方法  
パーキング・メーターまたはパーキング  
・チケット発給設備に表示された方法によ  
る。

平成  
二十二年四月一日印

行刷

印 刷 人

〒九一〇一〇八四三〇

福井県福井市大手三丁目一七番一号  
福井県福井市西開発三丁目七一五

白崎印刷(株) 福井県

⑥六三〇〇